

都留市史

資料編 近世 II

二 騒動と処罰

三三四 甲州騒動顛末に付書写

天保七年（一八三六）九月

前略

一 甲州一國一乱之次第、八月廿一日の夜より、郡内領下和田村武七・犬目兵助、右式人頭取にて凡三、四百人計り、駒飼宿米屋式、三軒打毀り、夫より鶴瀬御番所ヲ通ふり勝沼宿泊り、夫より勝沼近村之人夫大勢加わわり、等々力・歌田・栗原・沓丁田中へ人数・郡内勢共凡沓万五千人計り、勝沼より北筋西郡倉科近村之人數五千人計り、石和より南黒駒^{（砲）}辺村々人数五千人計り、都合式万人計りにて沓丁田中打毀り、夫より万力・熊野堂打毀り、川田・石和宿沢田屋弁当之積り、右弁当注文致シ、凡沓万人計り鞋^{（靴）}草沓万足之積り注文ニ御座候、且亦甲府御陣屋詰、石和御陣屋加勢として、大津加・木村・その部^{（砲）}右三人、足輕拾人計り、郡中人足村々より鉄鉋^{（砲）}・竹鑪出し候様申渡シ、凡八百人程并ニ□□□百人計りにて、石和宿へかため致し候得共、石和宿弁当□積ニ御座候、打毀り人沓□恐候哉申兼候、尤も石和川端ニ陣取致待居し処、廿二日暮ニおひ候ても参り不申候間、見届ケ之もの差遣候処、熊野堂より引掃シ勝沼宿泊り之様子ニ御座候、夫より出役甲府帰陣致し、其夜石和宿辺村々打毀、石和宿河田にて夜明、廿三日朝五ツ時甲府押込申候、尤も甲府かためとして、山咲^{（砲）}は当井上

重左衛門様御代官所故、右場所ニ栗原・北村・秋山數多之人數ヲ召連堅メ申候、甲府城代ヨリ甲府板垣にて堅申候、余り大勢恐レ皆々逃去、町中四方八方より町店拾三軒打毀り申候、沓番は竹原田藤兵衛藏十ヶ所、内三ヶ所焼失、跡七ヶ所不殘打毀り用立不申候、尤も夫より出火ニ相成、町拾軒計り焼失いたし、夫より山田町和泉屋作兵衛方糸店ニ御座候処、藏拾三ヶ所打破り、糸ヲ打切町へちらし候処、町中五間ニ式丁計り之間、高老尺一面ニ糸切ちりに相成、其外は米屋・酒屋・質屋・荒物屋御座候、夫々より縮緬五色のはたニ猩々緋之のほり柄立、誠ニ見物ニ御座候、猶又甲府町ヲ仕廻し、在々ニ相成候得共、当井上様より出役多分差出シ候処、台ヶ原辺にて召捕候人数三百人計り、甲府町牢屋式ヶ所有之候得共、最早はいり兼、漸々此二、三日後牢出来致し、皆々入牢致し、且信州諏訪様へ加勢相願候処、召捕人数四百九十三人ニ御座候、尤も信州は騒動^{（騒動）}鎮り後ニ参り申候、且又召捕之内頭取人有之、取返し度由にて、甲府御陣屋内へ押来り旨、追々注進ニおよび、依之万事井上様手附大塚之差図にて陣内取堅メ之次第、先秋山小八郎御玄関家^{（屋）}根より石打、其人數式拾人程、尤も屋根へは石場置申候、拔身式十刀計り、此下知その部彈治郎、鑓式拾本、此下木村、鉄鉋^{（砲）}卅丁大越の掛り、尤も屋根にて弓・鉄鉋等多分有之、百姓人足竹鑪にて式百人計り、陣内身方之もの目印ニ角取り紙ヲ附、其外御獄神主之御身方可申旨にて、式拾人程鑪にて構、いまやおそしと待候得共、かんのもの有之候哉、様子見届ケ引取候て参り不申、此度之騒動、大塚万事差図ニ御座候、先有増し

書記し、尤も頭取は西郡周太ト申者梓周藏ト申者御座候、右頭取したくハ、下白むく上着ハ黄縮緬の紋附ヲ着し、朱あしろの駕籠にて、式番頭取ハ信州無宿清七と申もの、種ヶ嶋鉄鉋にて馬乗り申候、引上ヶ候拔身其外之諸道具凡五駄計り、誠ニ甲陽軍已来之騒動にて珍ら敷事ニ御座候

天保七年

九月一日写

（熊井戸 程原 清家文書 一揆・騒動一）

【解説】 この顛末書は、天保七年九月一日の日付がある写しであるが、九月一日といえは、八月二十二日笹子峠を越えて國中熊野堂を目差して行動を起してから一〇日後、騒動の終りを二十五日とする、ほんのその後数日で写されているのである。もしこれが間違いないとなれば、その情報の早さに驚くだけでなく、内容の正確さにも驚かされる。史料三八三等を参照して検討して欲しい。

三七五 法能村より米価引下げのため出会の件廻文に付答書

天保七年（一八三六）

乍恐以書付奉申上候

当申年不陽氣ニ付、米穀引下之儀ニ付出会いたし度由にて、廻文金井村外拾式ヶ村名宛にて差出候旨有之、何れ之村方より御差出候哉、村准ニ敵敷穿鑿可致旨御触ニ御座候

此段村方小前之共^{（着脱カ）}人別相糺候得共、右様之廻文、私共村方へは相廻り候儀決て無御座候、右御尋ニ付奉申上候、以上

法能村
百姓代
源 三郎
組頭
郷 太郎
名主
三郎兵衛

西村貞太郎様
谷村
御 役 所

(法能 切持 弘家文書 一揆・騒動一)

【解説】 廻文の内容はあまり明確ではないが、騒動への参加を促すためのものであったと推測できる。この金井村から他一二か村への廻文を騒動の発端、頭取の割出し等、嚴重な調査が求められたことがわかる。

三七六 騒動後助合ならびに騒動参加者取調べ書上に付廻状写

天保七年(一八三六)九月

去巳年以來打続き不作、別て当申年之儀ハ、田畑共不熟米穀高直、村々小前及難渋候ニ事寄せ、下和田村武七事次左衛門・犬目村兵助等、御法度お背、大勢へ申勸徒党を結び、去月廿日夜より人数お集め、國中へ押寄、國中よりも大勢集り、所々人家を打毀、終ニ乱妨ニおよひ、重々不屈之至ニ候趣き、右騒立候百姓為吟味、評定所留役被差遣候次第不軽事ニ候、然ニ郡内領村々小前今以て人氣不穩、村内相応ニ暮候もの共方へ大勢参り、夫食并金子助力等之義強て可談由、心得違之及相談候者共も有之趣相聞、以て之外ニ候、先達て相触候通、支配被 仰付御預被置候郡中之儀、殊ニ村々廻村

方へ罷越、自己ニ申談候様なる心得違之者共も候ハ、名差を以て可訴出候、此旨小前末々之者共へ能々申聞、平穩ニ取続き候様可取計候

右之趣、可得其意、廻状令受印、刻付お以て無遅滞順達、留村より可相返もの也

申九月 御役所印
谷村

此度当国騒立百姓為吟味留役被差遣、当月廿日前江戸出立、先谷村陣屋へ着、吟味之積有之候、右騒立ニ携候もの共、宍人別名前取調可申出、心得違ニて一旦罷出候共、村役人共引戻候分は、是又名前取調、其訳相認可差出、初より相制、宍人も右ニ加り候もの無之分は、其旨廻状村下へ下ヶ札印形いたし可相廻候

但若罷出候ものを押隠候敷、調方不行届、追て吟味之上相違有之候ては、村役人共へ咎可有之儀ニ付、能々相調名前人数相違無之様取調可申立候

右之通相心得、廻状村下へ役人令受印形、刻付お以て無滞送、從留村可相返者也

申九月十五日 御役所印
追て本文、名前・人数取調、来ル十八日朝迄ニ可差出事

下谷村
玉川
曾雌

及見分候処、凶作之段ハ無相違、村々宍統取続き之儀、夫々取調申上遣候義ハ申迄も無之処、今般徒党頭取の者兩人迄郡内領より罷出、既ニ谷村陣屋許をも可打毀由申触、或は引取、御坂・千ヶ坂両峠より乱入可致由風聞有之、又々小前安堵無之騒々敷候処、口々へ取締出役之上、村々役人共之内ニは格別骨折取鎮、最初より宍人も不差出村方も有之、一旦党類ニ被劫恐怖之故、何心ろなく駆出候ものを、途中より引戻し候分も有之、然処頭取其外之もの共召捕、一統取鎮、宍同平穩ニ至、難有冥加を相弁、平日相応ニ相暮、妻子扶助下女・下男をも召仕候もの共ハ不及申、聊も心易相暮候者共、銘々身上分限ニ応し、多少ニ不限其村限を助合候共、郡中ニをよひ候様可助合実意厚志無之候ては、御国恩之難有を不弁ニ有之、縦令當時安穩ニくらし候共、子孫へをよひ申聞敷事ニ候、既ニ境村名主茂助、下谷村百姓忠右衛門儀、寄特之取計ひいたし、令称誉事ニ有之候、此節之儀ニ付、身元相応之者共は、銘々身上を計、家内人数ニ応じ半年程之夫食お積り、其余は村内困窮之ものともへ穀物を貸し渡、或は施、一段身元厚きものハ金錢差出、郡中ニ可及程助合施候共、又ハ無利足永年賦等之儀取極候とも可致候、尤自己村限ニ取計ひ候ハ、村役人共依怙可有之疑念も有之候ては、却て小前人氣不平も可生、其始末役所へ申上、差図之上可取計候、金子指出候分ハ役所へ申立穀物買入、一統飢渴之憂無之様仕法付相願候共、時之宜ニ可申上候、右之趣村役人共より、身元相応之者共へ不洩様申聞、銘々力にをよひ候丈出精可為致候、右之通於役所て小前末々之救手当世話いたし遣事ニ付、若此上心得違大勢申合、身本相応之者

馬場
よなわ

留り

(朝日馬場 渡邊洋男家文書 支配・法令一〇四)

【解説】 二本の谷村陣屋からの廻状写しである。一本は、穀物払底飢饉の折から、有徳の者は身上相応に助合を行えというものであり、助合に関し、境村名主茂助・下谷村忠右衛門が役所から称誉されたとしている。また一本では勘定所留役の取調べのため江戸から谷村に直行することを伝え、各村の騒動への参加者の調査を命じている。

三七七 代官西村貞太郎より人氣狂わす行為のある者取締りに付触
ならびに夫食渡方に付廻状写
天保八年(一八三七)四月

端書
「四月廿五日未刻来着」

去申年連作ニ付、郡内領村々夫食無之飢餓致難渋候もの多、於谷村陣屋為取調、伺之上多分之金高夫食代貸渡、自分も出金いたし穀物遣、其上身元之ものへ申渡、助合出金為致、飢餓為相凌、猶御救方此節申立置候、右御仁惠厚き段相弁、朝暮御国恩之難有儀相心得、宍同相慎平穩ニ、兼て被相触候通、銘々質素儉約相用ひ、互ニ助合相凌居候儀之処、村々之内ニは心得違之ものも有之、御救筋之儀を彼是申、愚昧之小前を申勸め人氣為相狂、不穩事共相聞不届き之事ニ候、村々夫食乏敷飢餓ニ差向候処へ、於自分も深く相歎、御時節柄不容易金高御救筋おも度々伺遣、其上夫食代金のみ割渡候ても、

近国一統之違作、近郷ニテ可買入穀類無之、買調方不行届所より爰ニ及餓死候次第ニ付、石和陣屋許穀屋半兵衛外式人へ申付穀物為買入、谷村陣屋へ相廻、其外於同所も、種々買入方手配いたし為買集、夫々不少正穀夫食代割合割渡、凍餓為相凌候義ニテ、依怙無之儀ハ勿論、聊不同之取計ひは無之処、村々人別之多少、百姓難渋之厚薄有之所より貸渡方之多少も有之、右を弁無之愚昧之もの共、或は為及疑惑、人氣を為狂候儀と相聞、畢竟右等之所より密ニ連印等取之候は、不輕次第ニ候、既ニ去秋村々騒立、右一件之者共、江戸表へ差出候分も有之、今以て致入牢居候儀も不弁、愚昧之致す処とハ乍申、以て之外之不届は勿論、此上召捕ニ相成敵敷吟味を請候段、支配場合ニ相成候ては、右之処如何ニも歎敷存、不取敢触書お以て利解申聞遣す間、得と相弁、兼ても相触候通り、夫食割渡候節ハ、村役人へ小前惣代之者差添罷出、役所調を請候事ニ付、不分之儀も有之節ハ、無遠慮幾度も伺之、村中へ得と申聞、小前無疑惑様可取計候、万宅手附・手代取計ひ方、依怙之儀も有之ハ、自分が陣屋石和へ罷出可申立、善悪之次第得と会得為致可遣候間、心得違致間敷候、右は支配之もの共、万宅心得違之もの有之候ては、敵敷吟味之程、不便ニ存ル処より相触候条厚心得、平穩ニ農事出精可致候、若此上小前人氣を為狂候義等於相聞ては、本人ハ勿論、相加り候もの共も早速召捕、敵敷逐吟味条、其旨相心得、小前末々之もの共へハ、村役人共此触書之趣為説聞、厚く為相弁可申もの也

西四月 貞太郎印
西村

其村々再夫食代并種親代拜借伺、御下知相済候段は、先達て相触置

処、夫食之儀ハ去冬中より穀物買入、追々下渡候分、此節右代金并駄賃諸掛り共、一村限調出来ニ付、来廿三日より四日之間ニ罷出、承知可致候、尤渡残り有之村方へハ、此度可相渡条、小前惣代宅両人召連、三役人印形持參可請取事

但、組分村々ハ、組限ニ可罷出事

一 谷村御困糶拜借之儀も、御下知相済候条、可得其意事

一 御代官より被下置、割渡方之義ニ付申渡候有之条、可得其意事

右之趣相心得、廻状村下令請印、無遅滞順達、留村より可相返もの也

西四月十六日 御役所
谷村
下谷村
村々
道志
秋山
曾し
馬場
小沢

【解説】 夫食買入れ、渡し方等につき、小前百姓から種々疑惑を受け、村方に混乱等生じないように、人氣を狂わすような行為のある者の敵重な取締りを命じている。代官にとり、支配所での騒動などは最も嫌うところであり、甲州騒動の際未着任であった西村は、その後の支配にあたり、様々に心をくだいている様子が、文言に溢れているといえよう。

三七八 加畑村より甲州騒動過料銭納入に付請取覚書

天保九年(一八三六)五月

一 過料銭五百文 甲州都留郡 加畑村

右は甲州騒立一件ニ付、書面之通上納、仍如件

戊五月七日

小林藤之助手附 木村忠 藏
同 人 手代 服部泰 作
同 人 手附 秋山茂八郎

(加畑 森嶋芳彦家文書 村政・行政五四)

【解説】 甲州騒動の判決は、天保九年五月四日から、市川代官として石和代官所を預る小林藤之助により、次々と申渡しが行われた。加畑村は、村高にに応じて過料銭五〇〇文の納入を命じられ、七年の騒動当時名主であった権兵衛もまた三貫文の過料が命じられたことが次の史料から知れる。ともに五月七日に納入した。

三七九 加畑村名主権兵衛より甲州騒動過料銭納入に付請取覚書

天保九年(一八三六)五月

一 過料銭三貫文 加幡村 権兵衛

右は甲州騒立一件ニ付上納、仍如件

戊五月七日

小林藤之助手附 木村忠 藏
同 人 手代 服部泰 作
同 人 手附 秋山茂八郎

(加畑 森嶋芳彦家文書 村政・行政五五)

【解説】 前史料三七八とともに、下和田村等四一か村の一つとして惣百姓は村高にに応じ、名主は三貫文の過料に処せられている。小前惣代は八郎右衛門、村役人惣代は年寄伝兵衛が代官所に出頭して、判決申渡を受けている。

三八〇 金井村惣百姓・名主より甲州騒動過料銭納入に付請取覚書

天保九年(一八三六)五月

一 過料銭壹貫三百文 甲州都留郡 金井村

右は甲州騒立一件ニ付、書面之通上納、仍如件

戊五月七日

小林藤之助手附 木村忠 藏
同 人 手代 服部泰 作
同 人 手附 秋山茂八郎

一 過料銭三貫文 金井村 伊兵衛

右は甲州騒立一件ニ付上納、仍如件

戊五月七日

小林藤之助手附 木村忠 藏
同 人 手代 服部泰 作
同 人 手附 秋山茂八郎

【解説】 金井村もまた加畑村同様に、下和田村等四一か村の一つと

して、惣百姓は村高に依じ、騒動当時の名主伊兵衛は三貫文の過料となつてゐる。その結果、惣百姓分として一貫三〇〇文と、名主分三貫文が納入されている。金井村では判決申渡は、小前惣代は不明ながら、村役人惣代としては名主戸右衛門が受けてゐる。

三八一 金井村甲州騒動判決に付諸入用覚書

天保九年(一八三六)

覚

騒立入用控

一六百文

飛脚賃

一三貫文

過料

一巻貫六百文

高役過料

五月三日より八日迄

石和雜用

一 金巻両巻分式朱

五貫式百文

為錢拾四貫五百四拾八文

本門拾九軒

半門八軒

但シ本門壹軒ニ付七百六拾三文

半門壹軒ニ付三百八拾式文

一七百六拾三文

久 兵 衛

一七百六拾三文

戸 右 衛 門

一七百六拾三文

伊 兵 衛

替、露命相統難相成ニ付、石和御出張郡内谷村御役所御支配下、下和田村武七年七十三才、外卷人、此者共二人掌取郡内中取進メ、惣連印を以、赤旗・白旗を跡先へ立、鉄炮・脇差其外品々用意ニテ、来ル八月十七日ニ郡内より出立いたし、東郡へ罷越、名主へ立寄、百石ニ付十人ツ、之人足を為差出、三役之印形を取、其上火を懸ケ、人集メいたし、相つぶし、東郡不残相廻り、甲府御城代并御役所よりは、公事方大塚正右衛門様外御手代中七八人、郷宿四軒、其外詰合候村役人不残被成御召連、諸用可聞濟御旗ヲ立、くミ用意ニテ、熊之とう差被成御越、石和・市川同様御詰合、種々御利解被仰聞候へ共、何分ニも取納り不申、其内ニ石和へ押込、石和ニテ二手ニ分り、ふへ吹通り中郡之方へ参り、一手ハ川田・山崎・甲府参り、此節御代官井上十左衛門様御陣屋御かため、両御城代上之御頭戸田下総守様、下之御頭長見伊勢守様、百軒之御勤番、其外与力・同心不残被成御召連、御かため有之候所を通りぬけ、御城代様ニテハ御差留へ一円無之、無念之御方も有之て、弓・やり・鉄炮御捨被成候御方も有之由、北ハ信州境迄、南ハ駿州境迄参ルと之申分ニ付、無抛井上十左衛門様江戸御表へ御早被成御遣候所、御奉行所御下知之趣へ、一國惣同と申義ハ無之筈、打殺疵付候ても可搦捕之御下知済を以、中郡之方へハ元ノ三嶋寛太夫様・園部弾次郎様被成御出役、ふぢゐ・逸見方へハ北村軍平様・三枝貫五郎様被成御出役候へ共、御代官様御勘弁ニテ、諏方伊勢守殿被成御頼候て、右甲府御出役ハ穴山村ニ御旅宿ニテ、逸見・武川村役人ハ不及申ニ、人足不残有合候鉄炮・玉くすり用意ニテ穴山旅宿へ可相詰、廻状を以被成

一 三百八拾式文 銀 藏
 一 七百六拾三文 権右衛門
 一 三百八拾式文 弥 重 郎
 一 七百六拾三文 忠 兵 衛

一 七百六拾三文 源左衛門
 一 七百六拾三文 庄右衛門
 一 三百八拾式文 伊 惣 次
 一 三百八拾式文 孫 兵 衛
 一 七百六拾三文 儀左衛門

(金井 矢嶋勝子家文書 年貢・租税三六)

【解説】 五月三日より八日までの記載のあることから、石和陣屋での判決申渡に関する諸費用とその分担に関するメモであると考えられる。この短い文書のなかから、判決は四日に申渡され、七日に過料を納入して一件落着の上、八日に帰村したこと、過料等は当座村役人で処置し、村内で分担したなどの点がわかる。

三八二 甲州騒動に付竹槍銘文

天保年間(一八三〇～三三)

天保七丙申歳之儀ハ、植付より降続、何年ニも覚無之年柄候、此節石和御代官西村貞太郎か御支配所郡内領卷万八千石余有之、天明三卯年ニおとりたる大凶作と相定り、於郡内ニ米直段百文ニ付三合

御廻し、廿五日夜明ニ御揃被成、且あたまへよりをゆい付候を見印ニテ、惣同五丁田・大八田ニテ打留、跡へ右御頼申候諏方伊勢守殿為御名代、御物頭・郡奉行・御代官六き、弓・やり・鉄炮・米・味噌・たき木至迄用意ニテ、大八田御用先へ参り、其外ハ大ヶ原宿日野村御林下野陣御控、右惣同打留候囚人召連、御役所迄被成御越候次第、是より段々御奉行所御留役様御乗込、御取調之上、御奉行所於御裁許御下知之義ハ、市川御代官小林藤之助様被仰付候処、少々ツ、之分をかき記スナリ

(金井 用津院所蔵)

【解説】 約二メートルの竹槍である。九節あるうち第二節から第九節にわたり、一節に四〜七行ずつ八節三六行にわたり約九〇〇字が刻まれ、墨が入れられている。記事は天保七年八月十七日の発端から同九年五月の判決に及ぶ。主として甲府代官所での騒動鎮圧に関して書かれている。この点から、騒動鎮圧に関わり使用された記念として、篆刻保存したものかと考えられる。珍しく、極めて貴重な資料であり、他にその例をみない(口絵参照)。

三八三 甲斐騒動聞書抄

天保年間(一八三〇～三三)

(表紙)

甲斐騒動聞書

発端

人道正しからざれば寒暑時ならず、風雨万物を害すと語り、去ル頃

より段々違作ニ相成候処、今天保七年八月十五日之夜、下谷村近郷騒立、三ヶ所相加り、谷村へ押寄せ及騒動に候処、石和御陣屋御支配御代官様御手附・御手代衆御出役被成、猶又村役人罷出取鎮候始末

西村貞太郎様御支配

但馬屋武助・現金や弥助・永楽や市右衛門・仲屋七郎右衛門・山岡屋源助・中嶋屋茂右衛門・玉地屋友八

右之者共宅へ乱入し、戸障子・建具等打こわされ、夫より何れも穀商売いたし候処、当十五日より売米差留り候ニ付、何れも申合騒動ニ及び候由、一体玉地屋友八と申者、相州津久井県勝瀬村岡部政右衛門方へ米千俵余差送り可申引合ニ付、小向村六兵衛と申者、中継ニて差送り候より事起り候ニ付、右村々へ友八方より金子五拾兩余差出し相詫、一旦事済ニ相成候得共、右友八・小向村六兵衛兩人御召捕ニ相成、御吟味中入牢、尚又上谷村穀屋商売致候者共へ及乱妨ニ候頭取鉢の者共、七人御召捕ニ相成入牢

甲斐騒動承合書

夫レ天は聴ども寂として音なし、蒼々何れの処ニか尋ん、高きにあらず又遠きあらず、都て只人心に有り、人心一念を生れバ諸天悉ク納受有り、善悪若シ報ひ無くんば、乾坤秘ス私シあらん、謀計を以て富を得、姦曲にして福貴を得るとも、唯一片の浮雲、朝露の草の葉に置るが如し、豈永ク保得んや、茲に天保七年八月十七日之夜、騒動有之候ニ付、石和御代官様御手附松岡啓次郎様御出張被成御鎮め、廿一日御引取候、然ル処都留郡村々夫食買入方差支ニ付人

究、郡内小沼ヲ始山中・明見村・両吉田・舟津村辺迄廻文ニて掛合度、弥々廿日出発可申旨猶又廻文差出し候処、如何間違候哉、下郷辺は出会不仕、犬目村より上道中筋黒野田迄、其外猿橋在拾式ヶ村井田之倉村・小形山村・四日市場・中津森村・大幡村凡三拾ヶ村計り一同罷出候ト言ふ

右は頭取自身御役所へ名乗り出、御召捕ニ相成候よし

下和田村 武 七

右此者義行方不知、親類へ御尋御尋被仰付候

犬目村 兵 助

茲に黒野田宿・阿弥陀海道両宿之義は、一同可致候得共、当村ハ当番ニて御継立之人足差支候を申立、言訳を以て廿四日より可罷出段掛合ニ及び、此手一同不罷出之由、尤右ニ付両宿相成之者共より、金子或ハ米穀等融通可為致懸合御座候

廿日白野宿ニおゐて人数ヲ揃へ、同宿板屋薦右衛門方ニて飯焚出したし、翌廿一日朝六ツ時頃ニ罷出候由、右之訳ニて一同ニ押出し、廿一日駒銅宿乱入り、元より七百余人ニ初鹿野の人数加り、両組合凡千人計り一手ニ成りて穀屋へ取掛り打毀ス、其ありさま誠ニ雷之落るが如し、三軒打潰シ候、右名前左ニ印ス

木久屋小左衛門・柏屋栄兵衛・梅屋市兵衛

右三軒之義ハ、是迄郡内領へ年中米売候相手之場所なれ共、此節高直ニ相成候由ニて、メ売を致し候風聞ニて、右三軒を打毀といふ、其節本陣半兵衛方ニて飯焚出し、夫より八ツ半過頃ニ相成、鶴瀬宿口留御番所へ差掛り候処、御門をメ差留られ候ニ付、既ニ大勢之事故、押倒し通らんと云ふ時に、頭取兩人制し人数を控へ

氣立候折柄、騒立押掛り候風聞有之候ニ付、御出役衆駒銅宿ニ御控へ被成候処、廿一日八ツ時頃、人数凡六、七百人、中ニも頭取鉢之者式人、目印ニ白木綿之幡ニ森之字を印たるを先ニ立来り、時に松岡様御利解も御座候由、幸ひ石和郡中惣代ニノ宮之文平・八田村之留右衛門右兩人、松岡様御迎ひとして参り居候処、早束罷出及掛合、右頭取鉢之者申候は、当十二、三日頃迄は米老駄ニ付代金老町三分式朱位ニて、駒銅宿より買取候得共、俄ニ直段高価ニ相成、老駄ニ付金貳兩壹分無之候ては売渡がたき段申聞、馬士共金子不足ニ候得は、無抛から馬ニて引返シ申候、其後掛合ニ及び候ても、米払底ニ御座候得は、右直段ニ無之候てハ売渡不申候由、畢竟是ハ商人共買置ニて、手じめして売出シ不申候故、融通可致ため罷出候段申上候ニ付、松岡様ヲ始郡中惣代兩人種々懸合候上、駒銅宿穀屋共熊野村奥右衛門より、川田村駿河や庄蔵方へも懸合いたし、老兩貳分宛ニて米三千俵郡内領へ売渡可申趣相談ニて、右文平・留右衛門早速に熊野堂村奥右衛門方へ罷越、種々掛合ニ及び候内、俄ニ初鹿野村入より三百人計り押来り、右之掛合も不承入、理不尽ニ騒立候故、松岡様并惣代之もの無抛御引取被成候、郡内領より参り候頭取鉢之者式人は、常鉢之着物、上ニ羽織を着し、兩人共ニ首ニ白木の箱を懸ケ候、安するに是ハ願書之様子ニ候、右兩人共穩當之掛合ニ候得ども、跡人数ニ揉立られ、無抛一同ニ相成候

一右発端之訳承り候処、米直段前条之通ニては往々何程ニ相成候哉も難計、其上当時売米無之ニ付、駒銅宿穀屋ヲ始熊野堂村井川田村へ及掛合ニ、老駄ニ付老兩貳分位ニ引下ヶ貰ひ度積り相談取させ置、右兩人御番所へ訴へ候は、此節郡内領違作ニて夫食買入之儀ニ付、熊野堂村迄罷通り度義ニ御座候間、何卒穩便ニ御通セ可被下候、若シ御通し不被下候得ば、無是非候間、大勢義なれハ理不尽ニ罷通る由申候処、多人数難防候ニ付、無抛門を開き通候由、夫より勝沼宿へ押掛り候処、此辺より追々加勢罷出、名も兎も不知無宿鉢之者共迄加り、何千人といふを不知、凡三万余と申事ニ候、其節鐘屋庄兵衛と申酒醬油店あり、此もの方ニて飯焚出し、一同休息也、其時頭取被申けるは、如此之多人数ニて駒銅宿之如く乱防狼藉致候ては、如何様之義仕出さん難計ニ付、郡内之者共ハ是より引取方可宜敷かる段申談し、暫く猶予致し候内、甲州者駈加り益大勢ニ相成、無是非頭取兩人も一同熊野堂村奥右衛門宅ニ押寄る

言曰、心狂乱する時ハ天魔其虚ニ乗るとかや、難_(付)無宿之者共後難も不恐、我先にと無ニ無三に打毀中にて、杣・大工共入交り、斧・鋸りニて柱を引切り、樑を以て打倒し、家財不殘微塵ニ打潰し、火を懸候て焼失ふ始末、是等を見て廿二日八ツ時頃、郡内領之百姓共ハ甲州人数と暇乞致し、引返しぬといふ(後略)

(東京都八王子市 飯島一郎氏所蔵)

【解説】ここで言う甲斐騒動とは、天保七年(一八三六)の甲州騒動(郡内騒動)を指す。この騒動の記録類の比較研究は、金丸平八氏により進められて来ているが、その数も多く、内容も多様であつて、そこから歴史の実像を明らかにすることは、容易でない。そうした多数の記録類の中にあつて、本史料は谷村打こわしに始まる騒動の初

第3節 天保飢饉と騒動

期段階について、押えた筆致をもって、事実に近いと考えられる内容を多く含むと思われることから選んだ。掲載にあたっては、熊野堂奥右衛門方の打こわし以降郡内村々の人々は引上げたので後の部分は省略した。しかし、その後二十五日まで騒動は続いたのであった。